

風評の影響の払拭に向けた取組について

令和8年9月11日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校における放射線に関する教育の支援

児童生徒が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動できるよう、学校における放射線教育に関する支援を実施。（令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、中学校理科の第2学年において放射線に関する内容を追加するなど充実を図るとともに、放射線に関する科学的な理解をもとに、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を教科等横断的に育成）

1 放射線副読本の普及

- 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにするため、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等へ周知。



【縦版】



1人1台端末用【横版】



放射線副読本（令和6年改訂）

2 学校における放射線に関する教育の支援

- 放射線副読本の電子版も活用し、放射線に関する教職員研修や出前授業を実施。

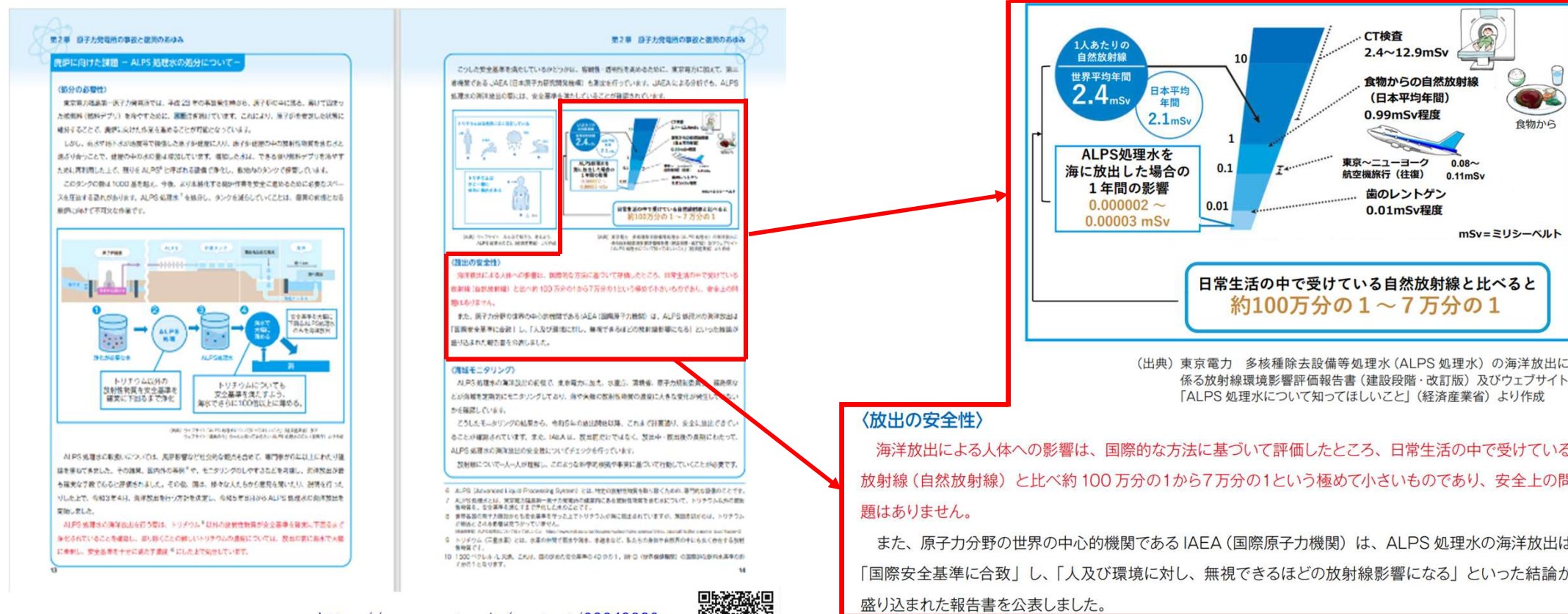
※令和7年度は教職員セミナーを19回、出前授業を161回開催。

- 教職員研修や、出前授業のカリキュラム開発などにより、放射線副読本の活用を促進。



ALPS処理水の海洋放出を踏まえた改訂について

- 令和5年8月にALPS処理水の海洋放出が開始されたが、一部の国及び地域において日本産水産物等の輸入規制教科措置が発表されるなど、風評被害が発生。
- **ALPS処理水の安全性に関する科学的理解の促進**を目的とし、海洋放出の仕組み、安全性、海域モニタリングの実施等についての記述を**更新・充実**し、令和6年8月に公表。



福島県への教育旅行回復に向けた取組

各学校が決定する修学旅行等の行き先について、現地の正確な情報に基づき修学旅行等が実施できるよう、関係省庁や福島県と連携し、参考となる情報を発信。

○ 通知の発出

- 観光庁や復興庁の依頼に基づき、「風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき」、東日本や福島県への修学旅行等を実施いただきたい旨の通知を各都道府県教育委員会等に対して発出。

「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学旅行の実施について」(H23.8 初等中等教育局長通知)
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について」(H26.9 初等中等教育局長通知)
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について」(H31.3 初等中等教育局長通知)

○ 教育関係者等への働きかけ

- 全国の教育関係者(都道府県の担当部課長や学校長、PTA会長等)が集まる会議や研修会等において、福島県への修学旅行等実施に係る説明や情報提供を実施。

【主な情報提供の内容】

- 局長通知
- 福島県における教育旅行のモデルコースや学校に対するバス代補助等を案内しているHP 等
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等の実施を推進。

